

JIS

船用蛍光灯安定器

JIS F 8431 : 2000

(JMSA)

(2006 確認)

平成 12 年 3 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、運輸大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、JIS F 8431:1985は改正され、この規格に置き換えられる。

主務大臣：運輸大臣 制定：昭和 34. 12. 1 改正：平成 12. 3. 1

官報公示：平成 12. 3. 1

原案作成者：財団法人 日本船舶標準協会（番号171-0031 東京都豊島区目白1丁目3-8 Tel. 03-3984-9051）

審議部会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 小山 初見）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室 [番号100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 Tel. 03-3501-1511 (代)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

船用蛍光灯安定器

F 8431 : 2000

Marine ballasts for fluorescent lamps

1. 適用範囲 この規格は、船で使用する定格周波数60 Hz、電源電圧250 V以下の蛍光灯に用い、周囲温度50 °C以下の状態で使用する蛍光灯安定器(以下、安定器という。)について規定する。

備考 スタータ形ランプと組み合わせる安定器はこの規格の本体に、ラピッドスタート形ランプと組み合わせる安定器は**附録書1**にそれぞれ規定する。

なお、スタータ形ランプと組み合わせる安定器は低力率の安定器、ラピッドスタート形ランプと組み合わせる安定器は、高力率の安定器として規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS C 4908 電気機器用コンデンサ

JIS C 7601 蛍光ランプ(一般照明用)

JIS C 8108 蛍光灯安定器

JIS F 8006 船用電気器具の振動検査通則

JIS Z 8113 照明用語

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS C 8108**及び**JIS Z 8113**によるほか、次による。

- a) **安定器** チョークコイル又は変圧器で構成され、スタータと組み合わせて蛍光ランプの放電を適正に始動、安定させるために使われるもの。
- b) **試験用ランプ** 安定器を検査するために負荷として使用するエージングによって性能が安定した蛍光ランプ(少なくとも100時間以上使用したランプ)。その特性は、**附録書2表1**による。
- c) **定格入力電圧** 安定器及び蛍光ランプを含む回路の入力端子間に加える電圧。
- d) **定格入力電流** 周囲温度25 °Cにおいて試験用ランプを負荷とし、入力端子間に定格周波数の定格入力電圧を加え、安定した状態のときの入力電流の基準値。
- e) **電力損** 周囲温度25 °Cにおいて試験用ランプを負荷とし、入力端子間に定格周波数の定格入力電圧を加え、安定した状態のときの安定器の電力損。
- f) **定格二次電圧** 変圧器形安定器の入力端子間に定格周波数の定格入力電圧を加えたときの二次無負荷電圧の基準値。
- g) **異常温度上昇** 試験用ランプを負荷とし、スタータを短絡して、安定器の入力端子間に定格周波数の定格入力電圧を加え、各部の温度が一定となったときの温度上昇値。

4. 種類及び特性 安定器の種類及び特性は、**表1**に示すとおりとする。

なお、種類は、形式及び定格入力電圧によって区分する。